

「相摸國鎌倉郡人」^{かみのすぐり}上村主氏をめぐって

—古代渡来系氏族の軌跡を探る—

押木 弘己（文化財課調査担当者）

はじめに

『日本三代実録』の貞観七年（865）三月廿一日壬寅条には、以下の記述がある。

「相摸國鎌倉郡人大皇太后宮少屬從八位上上村主眞野。武散位從八位上上村主秋貞等。改本居貫附河内國大縣郡。」（a：以下、新字体で記述）

古代のある時期、相摸（模）国鎌倉郡を戸籍上の本貫とする「上村主」なる氏族が存在したことと、貞観七年には彼らの本貫が河内国^{おおかた}大県郡に移されたことを示している。

「村主」は古代朝鮮語で首長を意味するといひ、渡来系氏族の^{うじ}氏・^{かばね}姓として確認できる。姓としての「村主」は朝鮮系渡来集団の統率者に付与されたという。「主村」・「寸主」などとも書く。

上掲の記事について、相摸国における古代氏族や渡来人に関する論考で取り上げられることはあっても、同氏に特化して個別的に踏み込んだ検討は殆どなされてこなかったように思う。記事自体が極めて限定的な内容しか示していないことにも起因するだろう。そこで本稿では、前半（1・2章）において記事に見える各要素を分解・整理した上で古代の諸史料に登場する上村主氏の系譜や分布、担った職掌など基礎的事項を確認し、後半（3・4章）では「相摸国鎌倉郡人」としての上村主氏が当地で担った役割について、考古資料との接点も探りつつ思いをめぐらせてみたい。

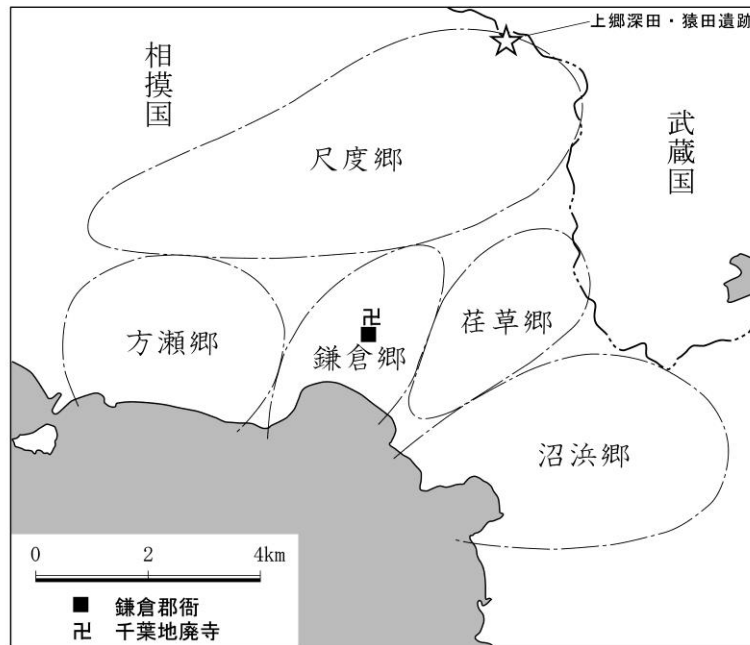
1. 記事中の各要素について

①相摸国鎌倉郡

令制相摸国8郡のひとつで、現在の鎌倉・逗子市のほぼ全域と、横浜市の南西部（戸塚・泉・栄区・瀬谷・港南区）、藤沢市南東部が大よその郡域であったとされる（図1－b）。二十卷本『和名類聚抄』（高山寺本＝平安末期の写本。底本は承平年間＝931～938頃に編纂）からは当郡が^{ぬはま}沼浜・^{さきたて}鎌倉・^{まがや}荏草・^{さかと}梶原・尺度・大島の7郷で構成されていたことが分かり（b）、沼浜・鎌倉・荏草・梶原の各郷は、現存地名から比定可能とされている。

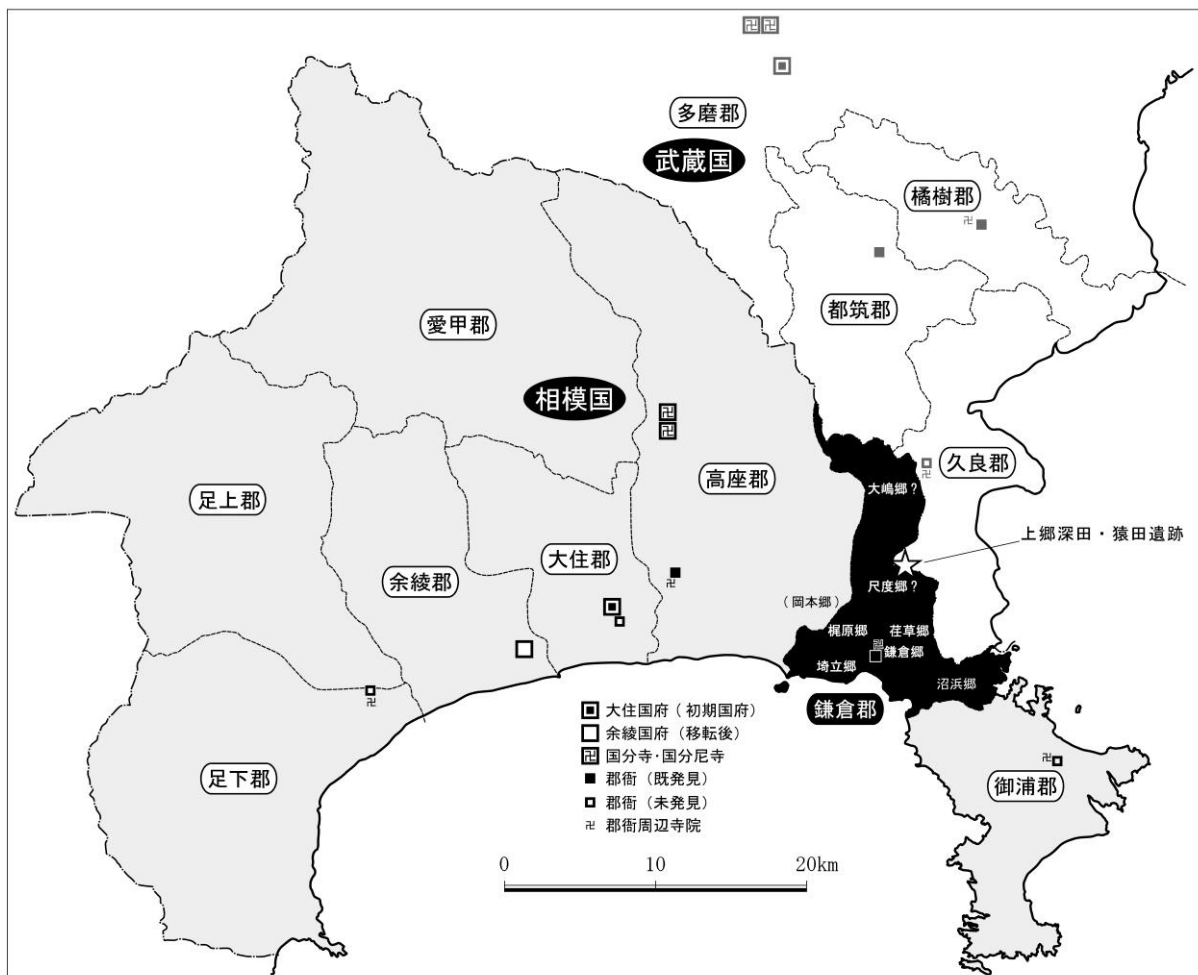
『正倉院文書』の「天平七年相摸国封戸租交易帳」には、735年時点の封戸として、尺度郷・荏草郷の各五十戸（給主不明：一品新田部親王説〔林1984〕や、その他親王・内親王説〔荒井1999〕あり）と、從四位下高田王が給主の鎌倉郷の三十戸が記載されている（c）。「鎌倉郷」は郡名郷である点に加えて今小路西遺跡（御成小学校地点）における鎌倉郡衙跡の考古学的発見を受け、現在の鎌倉中心市街地に比定されている。「荏草郷」は『吾妻鑑』にも登場する荏柄天神社の存在などから現鎌倉市街地の北東部に比定、「尺度郷」は江戸時代の地誌『新編相模国風土記稿』における旧藤沢宿坂戸町を遺存地名とする理解がある一方、ここが高座郡域に入るため否定する見方もある〔藤沢市教育委員会1997・荒井2015b〕。

『鎌倉市史 総説編』は同郷が中世山ノ内荘の前身となる可能性を示し、鎌倉市北部～横浜市南西部に郷域（荘域）の中心があったと見るが（図1－a）、明確な根拠は示されていない〔高柳1959〕。この点、『横浜市史 第1巻』では『新編相模国風土記稿』と『日本地理志料』・『大日本地名辞書』の各所説を



a. [高柳 1959] を基に作成

表1の史料c・e（およびj）に載る、天平年間の郷域が推定されている。



『和名類聚抄』記載の郷域が推定されている。

b. [藤沢市教育委員会 1997] を基に作成

図1 古代鎌倉郡の郷域

併記して紹介しており〔岡田 1958〕、ここから高柳説が後二者の見解を踏襲していることが推測できる。

「交易帳」における尺度郷の田積は 225 町 8 段 27 歩で、一郷あたりでは記載が残るどの郷よりも多いことが分かり〔高島 2016〕、地形区分に基づいて水田可耕地を勘案した場合、高柳説が示す郡域北東部への比定は一定の説得力を持つ。

『東大寺要録』（嘉承元年＝1106 に編纂）所収の、天平十九年（747）九月廿六日の聖武天皇「勅旨」には「相摸国鎌倉郡五十戸」との記載がある（d）。諸国から東大寺に施入された食封 1000 戸の中で、相摸国では唯一の例となっている。どこか特定の一郷が食封として設定されたものか、複数郷から 50 戸が集約されて施入されたのかは不明だが、「交易帳」の記載と併せ、後世の編纂史料からも、奈良時代の鎌倉郡が中央の皇族や大寺院の財政を賄う役割を負っていた状況が垣間見える。

『正倉院御物』に天平勝宝元年（749）銘の古裂（調庸布）に「相摸国鎌倉郡方瀬郷戸主（後略）」が、同時期と目される別の古裂 2 点には「相摸国鎌倉郡沼浜郷戸主（後略）」、「相摸国鎌倉郡口浜郷（後略）」と書かれている（e）。「方瀬郷」は現在の藤沢市片瀬の地名に残るものの『和名類聚抄』には載らないことから、この編纂時には江ノ島にちなんだ「大島郷」に変更されたとする見方がある〔荒井 2015b〕。「沼浜郷」は現在の逗子市沼間が遺存地名とされ、こちらは『和名抄』の編纂時まで残る。

『万葉集』巻 20－4330 番の防人歌は「鎌倉郡上丁丸子連多麻呂」の作で、天平勝宝七歳（755）二月七日進上である（f）。巻 14－3365・3366・3433 の東歌には、鎌倉の情景として「見越しの崎」・「水無瀬川」・「鎌倉山」が詠み込まれている。

『寧楽遺文』諸国田券に所収、天平勝宝八歳（756）二月六日の「相摸国朝集使解」には「鎌倉郡司代」として「君子伊勢麻呂」の名が見える（g）。

9 世紀初頭に編纂の『大同類聚方』は、「鎌倉郡大島之邨人家」に伝わる薬の処方載せる（h）。

天平五年（733）銘の鎌倉市今小路西遺跡（御成小学校地点）出土の 1 号木簡には「郷長丸子□□」とある（i）。また、同じ天平五年銘を持つ綾瀬市宮久保遺跡出土木簡には「鎌倉郷鎌倉里（後略）」との記載が見え、717～740 年頃に施行されたという郷里制に合致した表現が取られている。（郡）・郷・里のいずれもが「鎌倉」であり、郡の中心＝郡衙周辺に該当すると考えられている（j）。

以上、掲出した史料から、古代鎌倉郡の所在郷および関連氏族・人名を表 1 のようにまとめた。

表 1 史料上に登場する古代鎌倉郡の関連地名・人名

史料名	年代	地名	氏姓名	位階・官職など
a 日本三代実録	貞観七年 (865)	—	上 村主 真野	従八位上・大皇太后宮少属
			上 村主 秋貞	従八位上・武散位
c 相摸国封戸租交易帳	天平七年 (735)	尺度郷・荏草郷	欠（親王・内親王カ）	不明
		鎌倉郷	高田王	従四位下（給主）
e 正倉院御物古裂 (調庸布)	天平勝宝元年 (749)	方瀬郷	大伴部 首麻呂	—・戸主
		沼浜郷	大伴部 広麿 口 広口	—・戸主
			[] 麻呂	—・戸主
		—	他田 臣 国足	外従八位上・郡司少領
f 万葉集	天平勝宝七歳 (755)	—	丸子 連 多麻呂	—・上丁
g 相摸国朝集使解	天平勝宝八歳 (756)	—	君子 伊勢万呂	外従八位上・郡司代
i 今小路西1号木簡	天平五年 (733)	—	丸子 □□	—・郷長
j 宮久保木簡	天平五年 (733)	鎌倉郷 鎌倉里	軽マ □寸	—・—
		—	軽マ 麻呂	—・田令（郡雑任）
		—	軽マ 真国	—・郡稲長（郡雑任）

②大皇太后宮少属従八位上上村主真野

「大皇太后」(太皇太后)は三后(皇后・皇太后・太皇太后)の一つで、天皇の祖母にして本来的にはかつて皇后の地位にあった者のみを指すが、実際は皇后でなかった者も称された。当記事では仁明天皇の女御で文徳天皇の母となる藤原順子(809~871)のことを指す。藤原北家冬嗣の娘で摂政良房の妹、右大臣良相の姉という出自で、孫である清和天皇が即位(天安二年=858)した後、貞観六年(864)に太皇太后になったという。『日本三代実録』の貞観十三年(871)九月廿八日条に崩御記事と薨伝が載る。

「少属^{さかん}」は太皇太后宮職における主典で、令制中宮職の四等官(大夫、亮、大・少進、大・少属)に倣った官職である。太皇太后宮職の制度上の初見は順子の時という。「従八位上」は中宮職の少属に相当する位階である。上国である相摸国司に当てはめると「目^{さかん}」が従八位下に相当し、前掲の正倉院古裂(e)からは専当国司である史生が従八位上、鎌倉郡少領が外従八位上を、相摸国朝集使解(g)からは鎌倉郡司代が外従八位上の位階を得ていることが分かる。京官である太皇太后宮職と単純な比較はできないが、地方においては郡領クラスと同等の、高い位階であることがいえる。

「上村主真野」は史料上、当該記事でしか確認できないが、『平安遺文』所収「安祥寺伽藍縁起資材帳」(東寺蔵)の末尾には貞観十三年(871)八月十七日付けで太皇太后宮職官人らの署名があり、その中に「大属上(毛野脱カ)貞野」が見える(k)。武野ゆかり氏は傍注の「(毛野脱カ)」について、「上毛野貞野」なる人物が他の史料には登場しない点を考慮し、「(村主欠カ)」に訂正してaの「上村主真野」に当てべきと考証した〔武野 1978〕。kでは連署人全6人のうち4人が姓を記していないので、傍注を正すのであれば、「(村主欠カ)」より「(村主カ)」の方が妥当ではないかと考えるのが私見である。中町美香子氏の解説によると、『平安遺文』所収の史料も含め現在知られる「安祥寺資材帳」の写本・活字本は全て東寺塔頭の観知院に伝わった写本(観知院本、奥書は至徳二年=1385、修理は元文四年=1739)に由来するという。書写の回数を最小に想定した場合、同本は原本の孫本となるが、この底本(奥書は保延二年=1136)自体が湿損していたことに加え、複雑な写本・成立の過程が書誌学的検討から窺えることから、観知院本の成立段階で既に失われていた部分はなかったのかなど、資材帳の内容からの吟味が必要と指摘している〔中町 2010〕。安祥寺は京都市山科区に現存する古義真言宗の寺院で、吉祥山と号す。嘉祥元年(848)、当時仁明天皇の女御であった藤原順子の発願により創建され、斉衡二年(855)には定額寺に列せられている(『日本文徳天皇実録』同年六月戊寅朔日条)。開山は入唐僧の恵運である。「安祥寺資材帳」は恵運自らが書き留めたもので、貞観九年(867)における寺院の規模・資財が詳細に記されている。上述のように、末尾に貞観十三年八月十七日付けで太皇太后宮職官人の署名がある。

説明が長くなったが、a・kの記述によって「上村主真野(貞野)」は貞観七年(865)に太皇太后宮少属・従八位上という官位にあり、6年後の貞観十三年(871)には大属(位階未載・正八位下が相当)に昇進していることが読み取れる。aでは戸籍上の本貫が相摸国鎌倉郡から河内国大県郡に移っているが、職務上、居住実態は平安京内にあったと考えるのが妥当だろうか。

③武散位従八位上上村主秋貞

「武散位」は武官で散位にある者で、令制において散位は位階を持つが職務のない者を指す。文官は式部省の散位寮で管轄し、在京で六位以下の者は分番で散位寮に、地方在住者は分番で国衙に仕えた。武官は兵部省で管轄された。

「従八位上」は上村主真野と同じ位階で、武官としては兵庫寮・左右馬寮の大属、衛門府・兵衛府の少志^{さかん}が相当する。真野と同様、貞観七年段階で本貫が相摸国鎌倉郡から河内国大県郡に改まるが、実際の居住地が同郡であったか、平安京内であったかは、定まった職務がないこともあり、判断が難しい。

④改本居貫附河内国大県郡（本居を改め河内国大県郡に貫附す）

「改本居貫附～」とは戸籍上の本貫を～に改めることで、ここでは相摸国鎌倉郡から河内国大県郡に本貫が移ったことを記述している。河内国は五畿内の一つで、『和名類聚抄』では「加不知」と読む。『延喜式』に14郡（錦部・渋川・安宿・高安・河内・讃良・茨田・交野・若江・丹比・志紀・大県・石川・古市）を載せる大国で、国府は志紀郡に、国分寺は安宿郡に所在したと考えられている。大県郡は河内国の東部中央に位置し、東は大和国と接している。養老四年（720）に堅下・堅上2郡を合併し建郡され（『続日本紀』同年十一月二十七日条）、『和名類聚抄』記載の大里・鳥坂・鳥取・津積の4郷が旧堅下郡域に、巨麻・賀美の2郷が旧堅上郡域に比定されている。郡衙は郷名より大里郷に所在したと推測され、現在の大阪府柏原市大県地区付近が比定地となっている〔加藤他編 2007〕。次章で述べるように、賀美郷は上村主氏の故地であった可能性が指摘され、郡域では最も東の大和国側に位置し平地の少ない丘陵地に比定されている。巨麻郷とともに山間部2郷をもって建郡された理由として、軍事・交通上の要地であったためとする指摘がある〔安村 2009〕。

2. 上村主氏について一系譜と分布一

①出自・系譜

弘仁五年（814）に成立し、京・畿内1182氏の系譜を分類・収録した『新撰姓氏録』では、上村主氏は諸蕃・漢に出自をもつ氏族として、左京・右京・摂津・和泉に所在していることが記載されている。所載された渡来系氏族124氏のうち72氏が河内国に所在するが、同国における上村主氏は未載である。ただし、上村主の「同祖」として、河原蔵人・河内絵師が河内国に所在することが確認できるという。「陳思王植」、つまり中国三国時代の魏王武（曹操）の子である曹植の後裔ということが、『姓氏録』や『日本三代実録』に記載されているが、もちろん史実を示すものではなく、氏族系譜の作成に当たり、祖先を中国王朝の貴人に遡及・仮託させた結果と見なされている。『日本古代氏族事典』によると河内国を本貫とし、安宿・大県・渋川の3郡に所在する賀美郷のいずれかに由来することが推測され、改賜姓を経た阿刀連・上連・広階連・広階宿祢を同族としている〔佐伯編 1994〕。

②分布・職掌

引き続き『日本古代氏族事典』を参照すると、「渡来系氏族として知識・文化が重用された者が多く」、大学博士（百濟）、東大寺写経所案主（馬養）、絵師（牛養・楯万呂・宮万呂）、僧侶（光榮、智光）らを輩出したという〔佐伯編 1994〕。『六国史』では24条の記事中18人の上村主氏が登場、『大日本古文書』では15人の名が見える。『日本古代人名辞典』では26人の名が掲載され〔竹内他編 1959〕、以上を総合すると35人の上村主氏が確認できる。これに木簡など出土文字資料も加えた一覧を、表2に掲出した。

中央官司として官奴司・大膳職・大蔵省・画工司・東大寺写経所・石山院奉大般若経所・造東大寺司・民部省・中宮職・太皇太后宮職・武散位などが見え、地方官人では讃岐員外介・上総国大掾・壱岐島掾・遣多彌嶋小使・能登守・越中国大目・前出雲大目・上野国権博士などが見て取れる。東国に注目すると、上総・上野国の官人の他、甲斐（万女）と相摸（真野・秋貞）への分布が確認できる。甲斐国の渡来系集団は馬生産などに関与したことが想定され、上村主氏は漢人部の管理者として、この指導者的地位にあった可能性が指摘されている。また同国の山梨郡には賀美郷があることから、上村主氏の故地である河内国大県郡賀美郷との関連を想定した所見もある〔大隅 2004〕。無論、約200年間にもわたる各記事を同列に論じることはできず、「渡来系氏族」と性格付けて分布や職掌を検討する際にも注意を要する。

表2 上村主氏関連史料（『日本古代人名辞典』を基に六国史・奈良文化財研究所ホームページ「木簡庫」で補足）

人名	異表記	出典	年	事歴など①	事歴②
三父					
百濟		天武八 日本書紀	679	十一月 少乙下 遣多爾嶋小使として爵一級を賜る	
百濟		持統五 日本書紀	691	大税一千束を賜る	大學博士
大石		慶雲元 續日本紀	693	三月 食封三十戸を賜る	大學博士勤広式
百濟		慶雲元 續日本紀	704	正月 正六位上より従五位下	
通		慶雲元年 續日本紀	704	二月 阿刀連を賜姓	従五位（下カ）
諸足女・諸多理亮		天平元～	715	四月 阿刀連を賜姓	
石乃		天平五	729～733	近江国志何（滋賀）郡古市郷戸主・大友但波史吉備麻呂（健兒）の戸口で妻	八多朝臣虫麻呂の戸の手実を作成
刀古		天平五頃	733頃	七月 右京東坊舎 従七位下	合応経写奉人三人のうち
稻豊		天平九	737	四月 大藏省藏部 少初位上	経師上日順
馬甘		天平十一	739～772	校生 東大寺写経所・石山院奉大般若経所 桑主	河内国大仏郡津積郷戸主 正六位上
馬養		天平十七	745	四月 大膳少進 従六位下 勲十二等	大膳藏解に署名
稻敷		天平十七	745	四月 官奴佑 正七位上	官奴司解に署名
人麻呂		天平十七	745	二月 民部少録	民部省解に署名
牛養		天平勝宝四	752		正倉院御物位案面に記名
國嶋		天平勝宝五	753	十月 上総国大膳 正六位上 專当国司	調布墨書銘 勝宝二年説も
牛養		天平勝宝六～神護景雲元	754～767	画師 造東大寺司番上 従八位下	近江国栗太（滋賀カ）郡人
宮万呂		天平勝宝九	757	右京九条四坊戸主 従七位下	西南角廻解
牛養		天平勝宝九	757	甲人画師 上村主牛養戸口 17歳	東大寺大仏殿天井板・須理板彩色
宮万呂		天平宝字二	758	三・四月 画師司長上 従七位下	
牛養		天平宝字二	758	三・四月 東大寺大仏殿天井板・須理板の彩色に従う	
虫麻呂		天平宝字二	758	八月 東大寺写経所で千手眼経等の書写に従い、九月 写経所に出生	
牛養		天平宝字三	759	三月 画工司人	大仏殿彩色
宮万呂		天平宝字三	759	三月 大仏殿欄の彩色に従う	
真人		天平宝字四	760	六月 中宮職舎人 無位 東大寺奉写一切経所の雑使	
五十公		天平神護元	765	正月 無位より外従五位上	律師善采の父 84歳
五十公		天平神護元	765	閏十月 外従五位下より外従五位上	河内国大仏郡人
五十公		神護景雲元	767	八月 讃岐員外介	
五十公		神護景雲二	768	十月 従五位下（連五百公）	
五十公		神護景雲三	769	八月 上連を賜姓	本名五十君の割注
刀目女		神護景雲三	769	無位より従五位下	河内国人
真豊		宝龜年中カ	770～780	八月 弘教料銭650文を准上	99歳という高齡を褒される
墨繩		宝龜三	772	十二月 志岐島椽 部領使として対馬島に年粮を輸送も漂失	
真繼		宝龜三～四	772	十月 鷹婆（基カ）として貫連 22歳	
麻呂		宝龜六	772	校生	河内国大仏郡津積郷戸主 正六位上 上村主馬養戸口
虫麻呂		宝龜十	775	三月 東大寺奉写一切経に上日	
虫麻呂		宝龜十一	779	二月 正六位上から従五位下を叙位	
虫麻呂		延暦五	780	三月 能登守に任官	
平加豆良		弘仁六	815	正月 官奴正に任官	
乙守		弘仁十	819	二月 藤中国大目 正六位上 青物盜罪を問われるが、既に死していたため罰なし	
万女		日本後紀	829	七月 正六位上から外従五位下を叙位	
宮雄		文徳実録	855	十月 衛婦として二級を叙位され、終身で戸の田租を免除される	甲斐国人
宮雄		文徳実録	855	正月 正六位上から外従五位下を叙位	
真野		三代実録	865	八月 散位外従五位下 宿祿姓を賜る	
貞成		三代実録	865	三月 大皇太后宮少属 従八位上 本貫を河内国大仏郡に移す	相摸国鎌倉郡人
美行		三代実録	866	三月 武散位 従八位上 本貫を河内国大仏郡に移す	相摸国鎌倉郡人
美行		三代実録	866	閏三月 左京人前出雲大目正七位下 広階信称に改氏姓	魏陳思王曹植之後
美行		三代実録	866	閏三月 左京人左少正六位上 広階信称に改氏姓	魏陳思王曹植之後
美行		三代実録	879	三月 上野国権博士大初位下 勳符により、元慶の乱への出征から帰還	魏陳思王曹植之後
出土文字資料					
白（欠）		書写媒体 文字瓦 木簡		少下〇〇〇〇〔上村主カ〕（091型式・木簡庫より） 上村主口（091型式・木簡庫より） 万呂口民上主村国（019型式・木簡庫より）	堺市上塔町大野寺跡 平城宮文部省東方・東面大垣東一坊大踏西側溝SD4951 平城宮宮城東南隅地区SD4100 朝倉市（旧朝倉町）長安寺陸寺8次調査

史料個々の時代背景に即した考証が必要となろう。また、もともと「上村主」を名乗る複数系統の集団が存在したであろうこと、そして時代の経過にともない各集団が枝分かれし、改賜姓も含めて氏族系譜が複雑化していったことなども考慮されなければならない。

加藤謙吉氏は律令前代における上村主氏の位置付けに関し、物部氏が蘇我氏指揮下の東漢氏一村主一漢人という渡来人組織に対抗するため、河内在住の渡来系技術者・有識者の集団を結集して西漢氏一村主一漢人という組織を編成したことを推察している〔加藤 2008〕。物部氏が蘇我氏との権力争いに敗れた後も、こうした指揮系統がどれだけ引き継がれていったのかは定かでないが、表 2 からは 7 世紀後半～8 世紀前半の上村主氏が、優れた学識や技術を基に京・畿内社会で活躍していた様子が窺える。

一方、9 世紀後半に本貫を河内国に移した上村主真野・秋貞らは、それ以前、遠く相摸国の鎌倉郡とどのような形で関わっていたのであろうか。記事 a は戸籍上の本貫に関わる記述でしかなく、彼ら本人が鎌倉の地に居住経験を有していたことを保証するものではない。記事が示す史実は非常に限定的だが、次章以下では彼ら、もしくはその父祖が古代の鎌倉地域で如何なる役割を果たしたのか、可能性を探りたい。

3. 古代の鎌倉における上村主氏の役割—文献史からの言及—

冒頭で述べたように鎌倉の上村主氏について踏み込んだ論及は少ないが、以下、管見に触れた範囲で同氏に関する考察事例を紹介する。

①加藤謙吉氏〔加藤 1984〕

綾瀬市の宮久保遺跡出土木簡から「田令軽部麻呂」が 8 世紀前半の鎌倉に所在したことに論を発し、「田令」をミヤケ制からの遺称とする仮定のもと、上村主氏については以下のように評している。ア) 「天武・持統朝以降各職域で多彩な活動を示し、種々の官司の中下級の役人や画師・僧侶・学者らを輩出している」。イ) 真野・秋貞について、「すでにその生活基盤は河内に置かれていたと考えられるが、かつてミヤケ経営のために河内から相模に派遣され定住した者の子孫とみることができないのではないか」。ウ) 「田令的性格を有する事務官僚として河内の渡来系氏族である上村主がミヤケに派遣されたとみられる」。

イ) の根拠として、『続日本紀』神護景雲二年の白雉献上記事に載る「武蔵国橋樹郡人飛鳥部吉志」氏が『日本書紀』が記す「橋花」・「倉櫟」両ミヤケ管理者の後裔という前提に立ち、同氏が多くのミヤケが存した河内の渡来系氏族であることを指摘し、ここを上村主氏との共通点としている。

「田令」と同様、天平期の鎌倉における令制以前の遺制に関しては『天平七年相摸国封戸租交易帳』の「高田王食封」である「鎌倉郡鎌倉郷三十戸」を「一部屯倉や名代・子代部系の村落に三〇戸一里が残存したという有力な見解もある」として、「鎌倉郷は軽部という名代部の村落であった可能性がある」という林陸朗氏の指摘もある〔林 1984〕。一方で、鎌倉郷全 50 戸のうち 30 戸だけが高田王食封に設定されたという見方も当然成り立つので〔荒井 2015 a など〕、単純に古制の名残として片付けられない。

②篠原幸久氏〔篠原 2004〕

加藤氏が提唱したミヤケ管理者説をほぼ肯定し、鎌倉郷の 30 戸編成や「田令」を「屯倉が同郷に存在した傍証たりえる」遺制としている。その上で、今小路西遺跡（御成小学校地点）発見の鎌倉郡衙周辺に「旧支配拠点の屯倉が存在したことだけは確実だろう」と述べている。当地点では郡衙の前身遺構は確認されておらず、周辺で郡衙成立以前の堅穴建物などが確認されているが、どのような考古資料をもってミヤケと認識すればよいのか、基準が確立されている訳でもなく、判断は難しい。

上村主氏についても加藤氏説を肯定した上で「関与した屯倉は鎌倉のそれとするべきであろう」とし、その故地は、記事 a により「大県郡の賀美郷の可能性も残る」と述べている。加えて『日本霊異記』に見える上村主氏と飛鳥部造との関係や『日本書紀』に載る「上村主百濟」の人名を引き合いに出して、「実際のところ上氏は飛鳥部造と同じ百濟系の一族としてよいだろう」と論じている。また、史料上に見える上村主氏の分布地（河内・摂津・和泉・近江・阿波・甲斐）についても検討し、「上村主の河内の本貫付近、またその居住地周辺のいくつか、鎌倉と同じく屯倉の存在した可能性は認めておきたい」と結論付けている。引用部の傍点は筆者が付したもので、篠原氏は令制以前の鎌倉にミヤケが存在したことを前提に置いた上で、これと上村主氏との関係を積極的に認める形で論を進めている。

③須藤智夫氏〔須藤 2004・2005・2017〕

2004 年論考では加藤氏のミヤケ管理者説を支持し、「田令」はミヤケ制度下の名残としている。

2005 年論考では篠原氏の研究を引用し、上村主氏が「ミヤケの倉人を勤めた次田倉人氏の後身と推定されることなどを考慮」した上で「令制以前に相模に移ってきた時点ではミヤケの管理を任されていたと思われる」と述べている。

2017 年の論考では尺度郷比定説のある柏尾川支流の猫川流域について「上流には上郷の地名がある。このあたりは横穴墓の密集地帯として注目されている地域である」ことを挙げ、後に鎌倉・高座郡域となるエリアへの棺室・造付石棺横穴墓の偏在性を指摘した上で、これらを「非在地系・渡来系の氏族の墳墓であることを想定したい」と述べている。この点、「上郷」地名と上村主氏との関連に加えて、同氏と猫川流域に偏在する棺室横穴墓との関連を暗示しているように読み取れる。「上郷」は昭和 14 年以降の町名で、それ以前、明治以降は「上野」、近世には「上之・上ノ」として確認できるが（『新編相模国風土記稿』）、それより遡る史料は確認できない。

①～③の所説を通じ、現時点では加藤氏に始まるミヤケ管理者説が唯一といえ、②説は最も積極的にミヤケの存在と、渡来系氏族としての上村主氏による関与を認めようとする論旨である。ただし、令制鎌倉郡となるエリアにおいてミヤケの存在を直接的に示す史料は皆無で、上述したように考古資料からミヤケの痕跡を見出すことも、宮久保木簡の「田令」以外には困難である。むしろ、当地域では 6・7 世紀の有力首長墳が見当たらないところにヤマト王権の直轄地的性格を見出せるのかもしれない。『日本書紀』からは武蔵南部地域における集中的なミヤケの設置が窺われるが、その一つ「倉櫟」ミヤケを令制武蔵国久良郡くらぎの前身に当てる見方があり、この南西側に接する鎌倉エリアへのミヤケ設置説についても、地域的親縁性を考慮して一定の支持を得ているように感じられる。

今のところ、記事 a の上村主氏をミヤケ管理者の後裔とする所説を否定する見解は出されておらず、文献史学では一定の共通認識となっているようである〔鈴木 2014 など〕。ただし、繰り返しとなるが、「鎌倉郡人」上村主氏およびその父祖が、i) いつ、ii) どの地域（郷）に、iii) 何を目的に移住してきたのか、そして、iv) 貞観年間に河内国大県郡に本貫が移された理由・背景は何であったのか、など 50 字足らずの記述からは全く読み取ることができない。9 世紀後半の史料から 6・7 世紀のミヤケ説を語る論旨自体を難じることも可能だが、一方で、こうした仮説を否定する材料が皆無であることも事実である。当然、最新の研究動向を踏まえた検証は必要だが、本章では現時点までの大勢の見方を掲げておくにとどめたい。

次章では、文献史の研究成果に倣い真野・秋貞らの父祖が鎌倉郡域への移住者であったという仮定の上に立ち、上掲の疑問点 i) ～ iv) を解明に導く考古資料を見出すことはできないか、検討したい。

4. 考古成果から探る古代渡来系氏族の足跡

これまで、古代鎌倉郡域の遺跡においては、前代の古墳時代も含め渡来系移住者の存在を明白に示す遺構（大壁建物・L字カマド）や遺物（陶質・韓式系土器）が発見されたという話は聞かない。ただし大壁建物については全周する溝持ち掘立柱建物をその一類型として検討の俎上に載せ得る可能性があり〔中田 2005・青柳 2016〕、今小路西遺跡（御成町 171 番 1 外地点・図 2 - c）や藤沢市川名清水遺跡の検出例を抽出できるが、上屋構造に資する情報は不足しており、大壁建物として認識するためには慎重な検討を要しよう。こうした、典型的な渡来系要素を見出せないという状況は取りも直さず、渡来系氏族である上村主氏が河内を日本国内における出発点として、列島各地へと段階的に移動・展開して行く過程で「相摸国鎌倉郡人」に落ち着いたことを示唆しているように感じられる。それまでに何回の世代交代を経たのか知る術もないが、当地に移り定住する背景として、ヤマト王権ないし律令政府の要請に基づく何かしらの使命を帯びていたであろうことが想像される。それが前項で紹介したミヤケ管理という、土地支配や貢納・奉仕システムの円滑化であった可能性もあるし、東日本在来の伝統だけでは獲得し得ない、当時の最先端技術や文物の導入であったと考えることもできるだろう。『日本書紀』や『続日本紀』は 7 世紀後半からのおよそ 100 年間、東国への渡来人の配置事例が多数あったことを伝えているが、正史の記事には載らない、第 2 世代以降も含めた渡来系集団の移配も推察させてくれる。

以下、古代鎌倉郡域の考古資料から外来の先進的要素を抽出、列挙する。

①官衙・寺院の造営

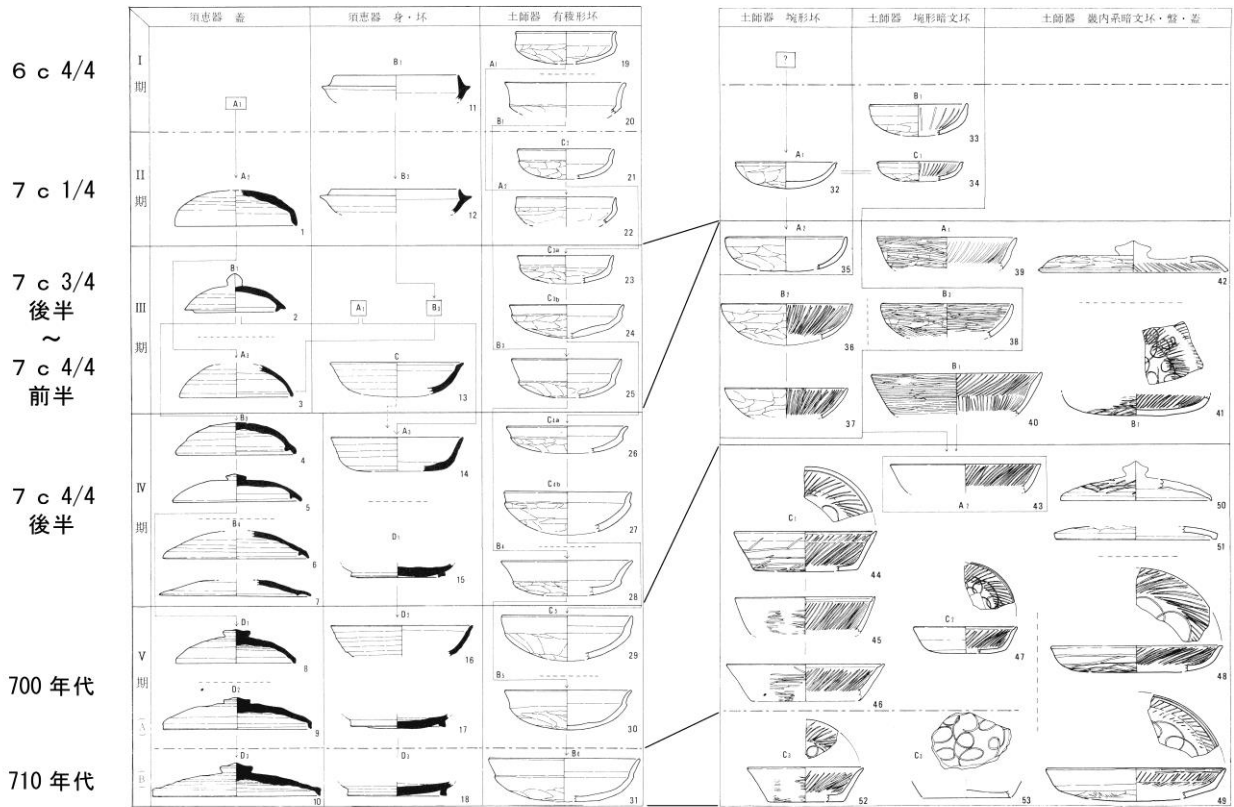
今小路西遺跡（御成小学校地点）で発見された郡衙跡は律令国家による地方支配のシンボルといえ、地域ごとの独自性を内包しながらも全国で画一性の高い構造・規格が採用された。このためには度量衡や測量技術も含めた、非在来の知識や工法の導入が図られたであろう。郡衙の北方エリアでは古代瓦の出土があり、研究史上「千葉地廃寺」なる伽藍の展開が想定されている。基壇造成をともなう礎石建ちの基礎構造に加え大量の屋根瓦など、寺院造立のためには郡衙とは異なる技術体系が必要であり、仏像・仏画・仏具など寺院を彩る造形品の製作に留まらず、經典など仏教教義に根差した知識媒体も一定程度は在地で製作・調達されたであろう。考古遺物として出土するのは瓦が最も多いが、遺跡には残らない多様な文物にも思いを寄せた考察が必要である。

こうした官衙や隣接寺院の造営に当たっては、物資運搬の便を図るためのインフラ整備が先行ないし同時進行で行われたことが考えられ、ここにも新来の土木知識が採用された可能性があるだろう。また、諸施設が完成した後の運営段階においても、官人や僧侶に対する継続的な知識の伝習が必要で、基本的には中央から発した情報が在地社会に伝播・浸透する形で進められて行ったものと理解できる。

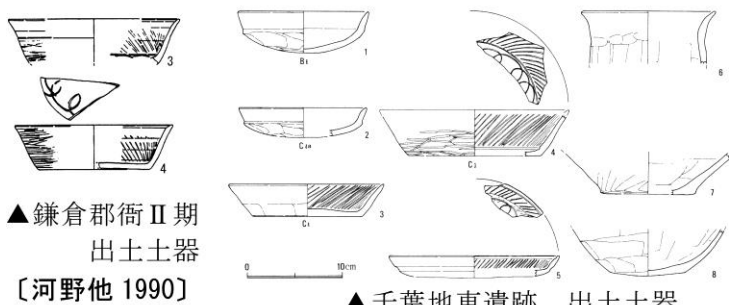
②手工業生産

7 世紀後葉～8 世紀前葉の鎌倉エリアにおける土器様相の特徴として、古墳時代以来の在地の伝統を引く有稜坏―相摸型坏という系譜とは別に、畿内産土師器の技術系譜のもと製作された、畿内系暗文坏や盤状坏など新来の要素を見て取ることができる（図 2 - a・b）。基本的には官衙・寺院における使用を目的に在地で生産されたものと見られるが、少量ながら広く郡域の集落遺跡にも分布が確認できる。単に畿内産の「模倣」とは呼べない優品が多いことから、工人の直接的な移動も視野に入れて生産体制の考察に当たるべきだろう。

繰り返しとなるが、寺院造立にともなう瓦・仏像・仏画・經典などの製作には新来の技術が不可欠で、漆・顔料・紙・墨・筆など原材料や道具の調達も含めた知識・情報体系が必要であった。「千葉地廃寺」について、未だ中心伽藍を構成する建物跡の発見はないが、今小路西遺跡（御成町 171 番 1 外地点）で



a. 千葉地東遺跡の出土土器変遷案 (1/8) ([河野・國平 1988] を基に作成)



▲鎌倉郡衙Ⅱ期出土土器 [河野他 1990]

▲千葉地東遺跡 出土土器
1:1号住 2~8:2号住 [穴戸他 1986]

b. 鎌倉郡衙と周辺の暗文坏・盤状坏 (1/8)

c. 「千葉地廃寺」周辺

の古代遺構群 (1/600)

([菊川他 2008] を改変)

トーン掛けは溝持ち掘立柱建物

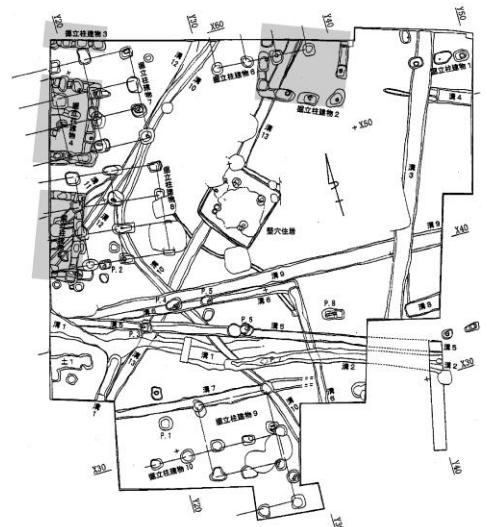


図2 鎌倉郡衙・「千葉地廃寺」周辺の遺構・遺物

発見された掘立柱建物群を寺院の関連施設とする見方がある〔大上 2009〕。出土瓦については國平氏らによる先駆的な研究があるが〔國平・河野 1988〕、その後、資料の蓄積を受けた検討は進んでいない。2000年代以降、凸面に有軸綾杉文叩きを施した平瓦が一定数出土しており(図3)、これまで表立った言及がなされてこなかった中、最近になって河内の古代寺院に特徴的な叩き文様であるという興味深い指摘を得た⁽¹⁾。相摸の古代寺院では「千葉地廃寺」に唯一の事例がある叩き文様であり、今後、同寺における瓦生産の技術系譜を考察するに当たり重要な視点を与えてくれるかもしれない。

相摸で唯一の例といえ、鉄生産(製鉄)遺跡も鎌倉郡域に所在する。横浜市栄区の上郷深田遺跡は古代鎌倉郡域の北東部に位置し、前述した尺度郷比定エリアに内包される。武蔵国に属するという見方

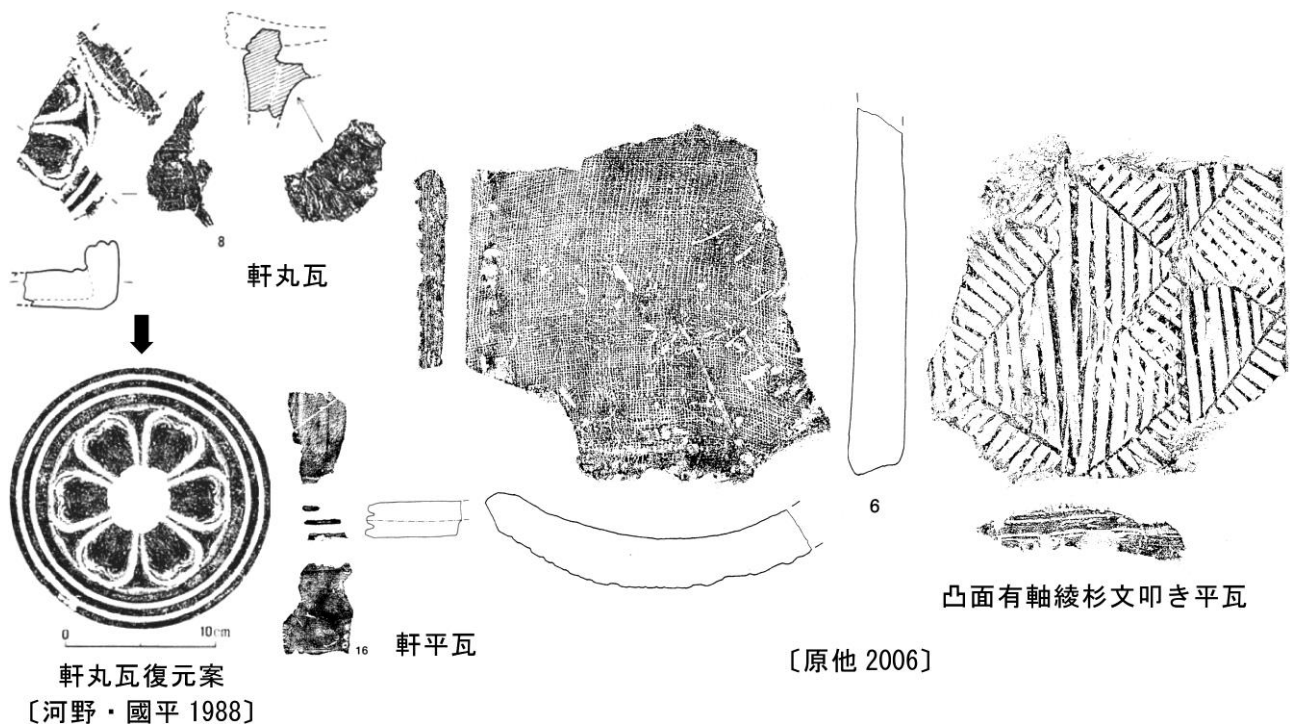


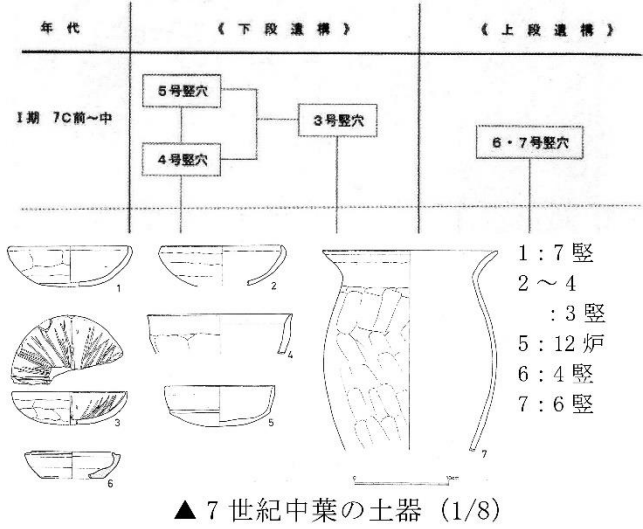
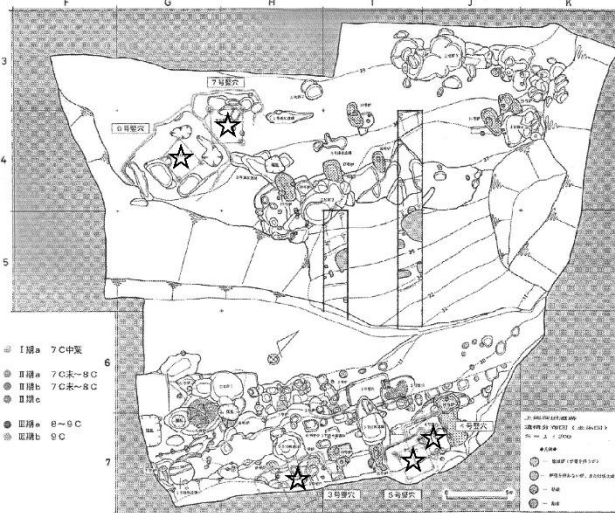
図3 「千葉地蔵寺」の出土瓦

もあるが、[松崎 2006 など]、河川水系は相模湾に注ぎ（狹川→柏尾川→境川）、土器様相も相摸色が強い。ただ、当遺跡北方至近の丘陵稜線が分水嶺となって東京湾側と画されることから、相摸-武蔵（久良郡）の国・郡堺エリアに位置することは間違いないだろう。

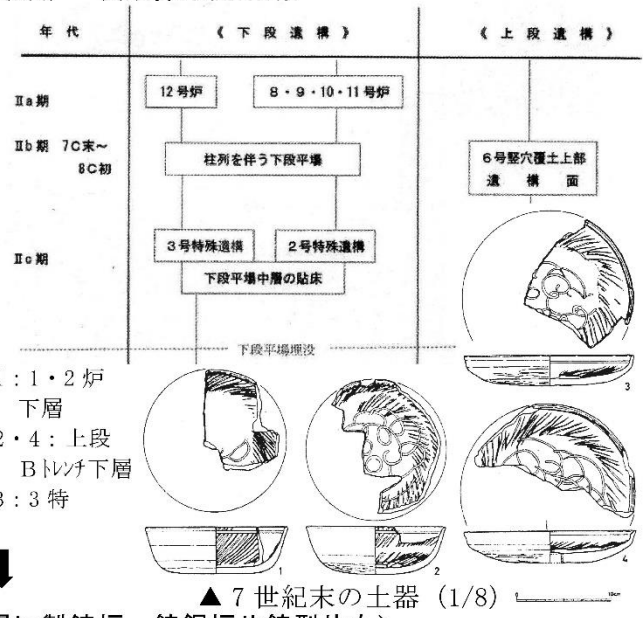
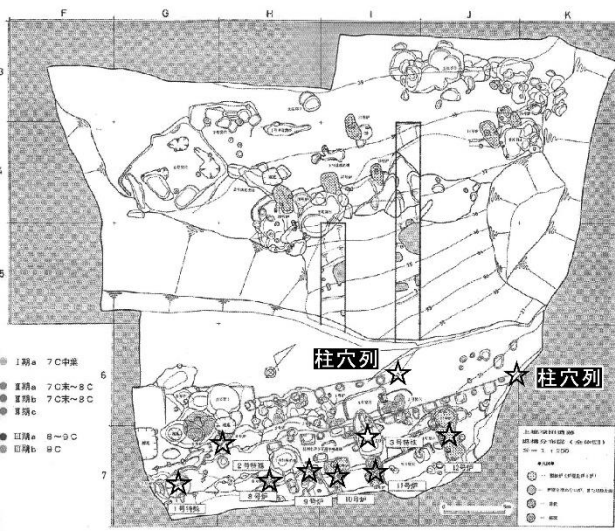
発掘調査の成果により、当遺跡では7世紀末～9世紀初頭にかけて製鉄が行われたと考えられ、操業の開始時期が鎌倉郡衙や「千葉地蔵寺」の造営段階と重なる点は注目される。検出遺構は製錬炉16基、鍛冶炉3基、砂鉄貯蔵堅穴1棟、工房堅穴6棟といった内訳であり、7世紀中葉までは堅穴建物で構成される集落であったところに、7世紀末～8世紀初頭の段階で斜面地形の下段側平場に長方形箱形炉が構築されて製鉄操業が開始される [橋本 2015]。この時期に当たる土器には上掲の畿内系暗文坏・皿が何点か確認でき（図4中段）、この点から官衙主導による操業が想定できる。8～9世紀になると、斜面上段側の平場に竪形炉が展開するという [奈良・平安時代研究プロジェクトチーム 2017]。

深田遺跡と程近い上郷猿田遺跡（県立横浜栄高校地点）では、一面廂付きの大型掘立柱建物が確認でき、鉄生産の管理施設という理解が可能である一方で、後掲する出土品から仏堂という見方も出されている [神奈川県教育委員会 2014]。報告書では、この廂付き建物を「方形配列小堅穴遺構」と呼称し、縄文時代後期の住居に切られると述べているが、現下の資料蓄積を踏まえれば、調査時の誤認と断じて差し支えないだろう。廂付き建物南面の斜面下位側では8世紀代を主体とする堅穴建物群が展開しており、この1棟の床面付近では「須恵器有翼壺形骨蔵器」（「須恵器把手付き短頸壺」 [神奈川県教委 2014]）が正位で出土している（図5）。報告書では関西以西から搬入された可能性を指摘しつつも生産地は不確定としている。また、「骨蔵器」と称すものの器内に火葬骨片はなかったという [江藤他 1983]。当遺物を実見した印象を述べれば、器形はともかく胴下部外面にヨコミガキ様の器面調整を施している点など、須恵器としては異質という感想を抱いた。胎土の特徴から東海地方ではなく関東地方の窯産品と思われるが、現時点では類似例も知らず、生産地の特定に資する情報を持っていない。筆者の経験において、古代鎌倉郡域出土の須恵器について、関東産とは目されるものの当該期に搬入例の多い南比企・東金子

I 期（上・下段平場に竪穴住居 製鉄開始の前段階）



II 期（下段平場下層に製錬炉 製鉄操作開始期）



III 期（上段平場と下段平場上層に製錬炉 鋳銅炉や鋳型片も）

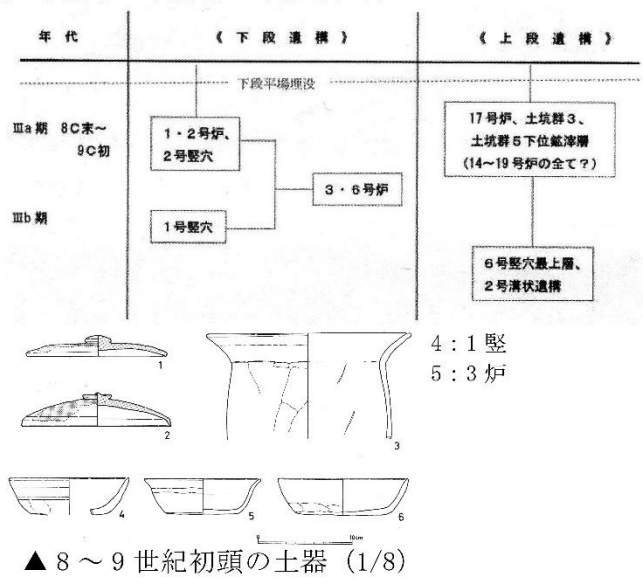
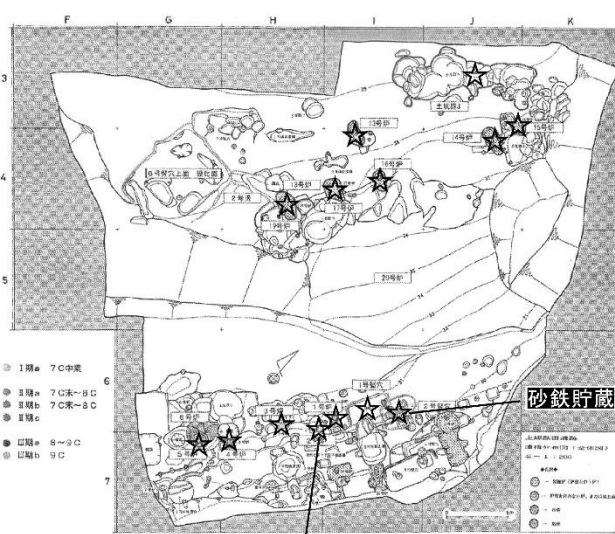
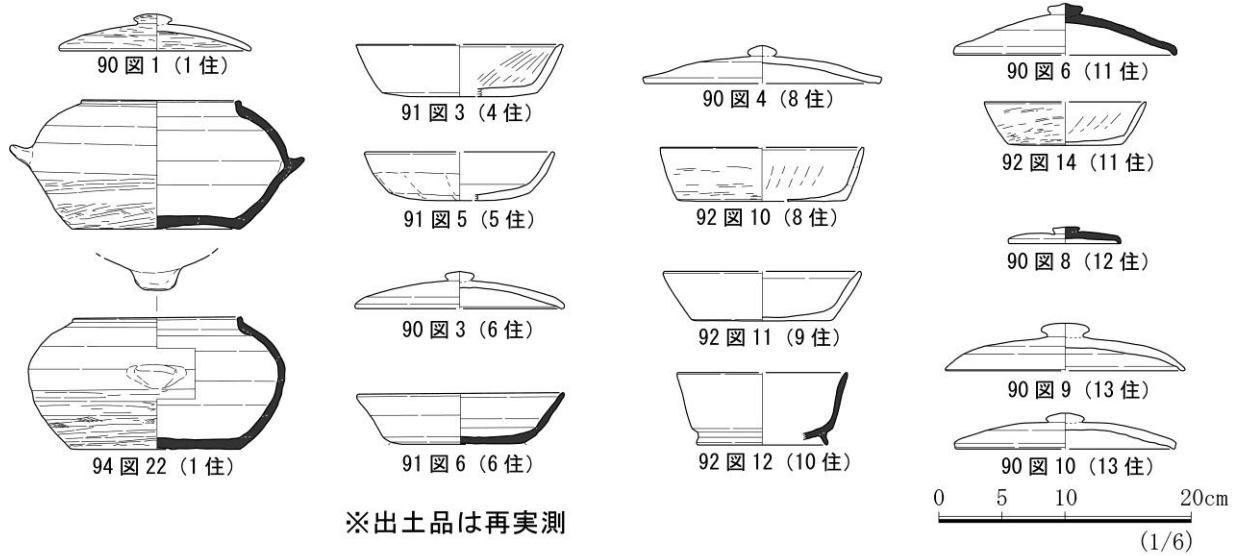
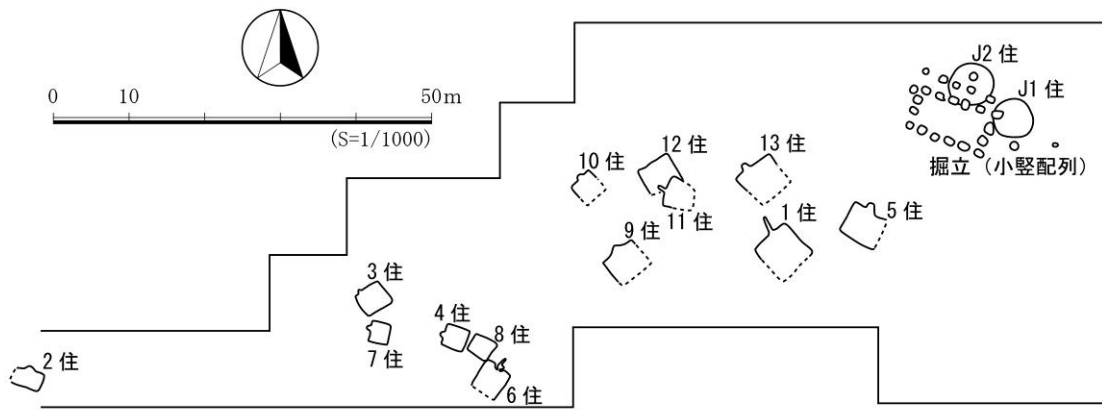


図4 上郷深田遺跡の遺構変遷 ([平子 1988・橋本 2015] を改変)



a. 上郷猿田遺跡の古代遺構と遺物（〔江藤他 1983〕を基に作成）



b. 上郷深田遺跡 (☆) と上郷猿田遺跡 (★)（〔橋本 2015〕を改変）

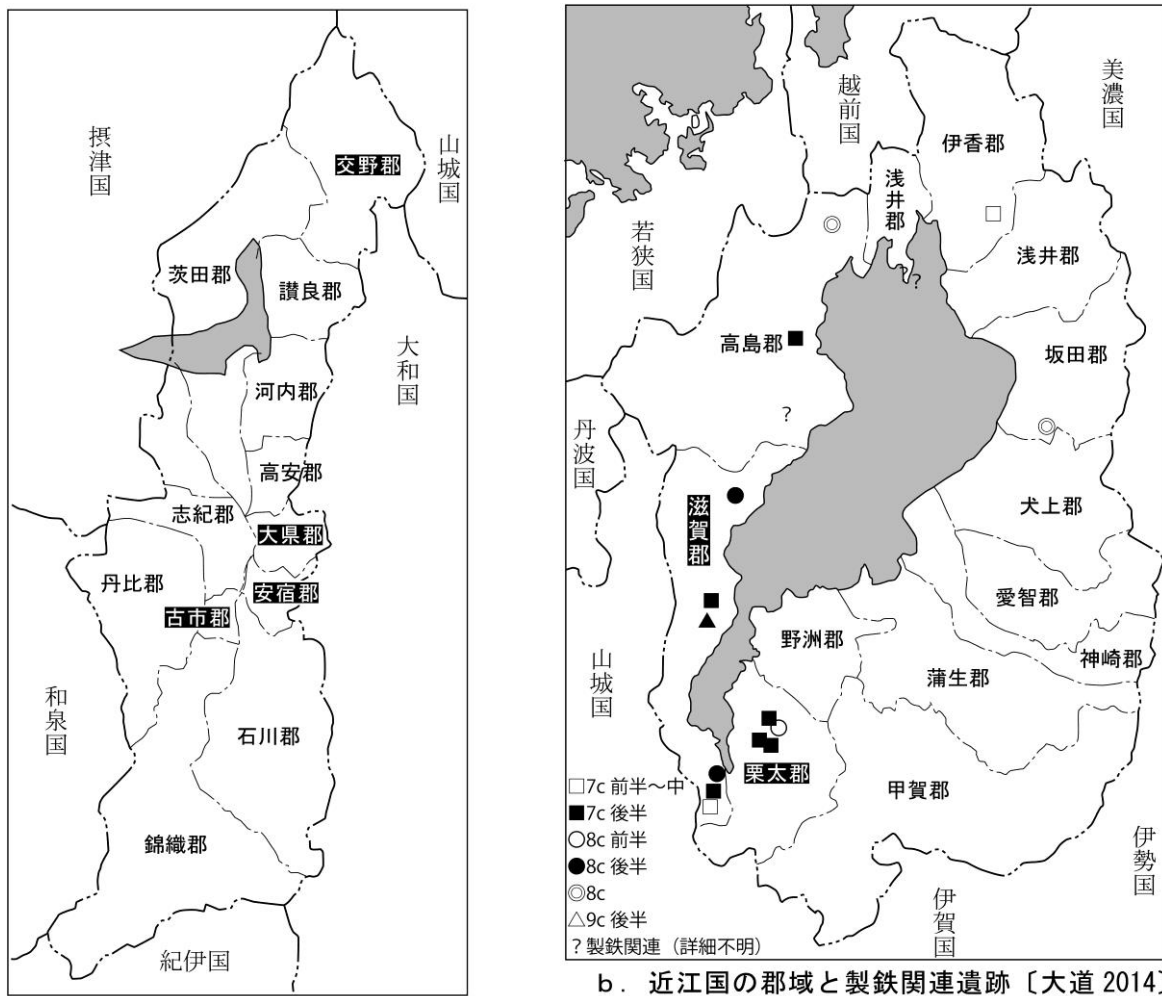
図5 上郷深田・猿田遺跡

窯跡群の所産と認定されないケースが数回ある。どこかに別の生産窯を考える必要があるが、深田遺跡での鉄生産を考えたとき、全国における同時代の類例から、製鉄とともに須恵器を含む窯業生産が至近の丘陵地で行われた可能性も考慮すべきかもしれない。

上村主真野・秋貞らの本籍地となった河内国大県郡域には、「古墳時代の近畿地方で最大の鍛冶集落」〔千賀 2020〕と評される大県遺跡が所在する。5世紀代に操業開始、6世紀後半に盛期を迎えるといい、また製鉄（製錬）は行っていない点など、時期的にも、遺跡の内容からも深田遺跡との直接的繋がりを見出すことはできないが、古代鎌倉エリアの開発実態や技術導入の系譜に迫るに当たり、「鉄」がひとつのキーワードになることは指摘して良いように思う。

遺跡が所在する狹川流域は「鍛冶ヶ谷式」や「鎌倉型」と呼称される棺室横穴墓の集中分布域であり、当地では7世紀前半～8世紀前半に展開し、7世紀末～8世紀初頭に盛行する。棺室横穴墓は「相模で発生した蓋然性」が指摘され〔田村 2004〕、前述したように非在地・渡来系氏族の墳墓説も提起されている〔須藤 2017〕。一河川流域に集中した分布から、造墓集団の独自性を見出す理解には賛同できる。棺室横穴墓の集中的分布と上郷深田の製鉄従事者とを結び付けようとする論調は、郷土史関連の書籍を中心にしばしば語られ、大規模な水田開発も含めて「渡来人」の関与も指摘されている〔北条 2013〕。ただし、数ある当地域の横穴墓において、鉄生産との関わりを明示する鉄滓などの副葬例は聞かない。

8世紀中頃の史料に見える画工・上村主楯麻呂（楯）は「年卅八 近江国くるもと栗太郡人」で、「栗太」に「よしか茲賀



a・bとも、郡域は〔古代交通研究会 2004〕を基に作成

図6 河内・近江国の関連地図

の補注はあるが、いずれにせよ琵琶湖南岸エリアを本貫にしていたことが分かる〔むしゃこうじ 1990〕。栗太郡～滋賀郡南東部は近江国でも7世紀中頃～8世紀代の製鉄遺跡が集中するエリアで（図6-b）、上郷深田遺跡には「近江3型」（長軸が等高線に直交する「縦置き」箱形炉）と類型化された製鉄炉が、7世紀第4四半期～8世紀第1四半期段階に存在する。大道和人氏によれば、「近江3型」の発現時期は8世紀前葉頃で、同中葉にかけて瀬田丘陵製鉄遺跡群を中心に展開するという。また、近江型の製鉄炉は鉄鉱石や低チタン砂鉄を原料とするのには向くものの、東日本に多い高チタン砂鉄には適さない炉形であったため、後者には定着しなかったと説明している〔大道 2014〕。炉型式を含む製鉄技術の系譜や展開過程を追うには列島規模での事例について専門的な検討が必要であり今の筆者にはなし得ないが、今後、深田遺跡の考察を進める上では必須の作業となろう。ただし、当の深田遺跡は正式報告書が未刊であり、製鉄炉の型式や年代根拠は必ずしも明確となっていない。現在、過去の調査地点も含む当地区では大規模な開発計画が進行中と聞かすが、遺跡の破壊・消失が不可避なのであれば、詳細な調査・報告がなされるとともに、これまでの調査成果も含めた総括的検討が必要と考える。

以上は史料上に見える上村主氏の分布と鉄生産という異なる2つの事象を書き並べただけで、両者が直接的に結びつく根拠はなく、その意図も持っていない。ただ、古代の鎌倉郡においても上村主氏の痕跡と製鉄遺跡の両要素が抽出できる点、外見上には過ぎないが、共通点として提示した。

おわりに―「渡来系氏族」を通じて見た古代鎌倉郡の地域開発―

前章では上村主氏が河内・近江両国を戸籍上の本貫とした（河内の場合は日本国内における故地とも言える）史実と、その比定地における大規模な鍛冶・製鉄関連遺跡を紹介することで「相摸国鎌倉郡人」上村主氏が古代の当地で鉄生産を担った可能性を示唆した。あくまでも現象上の共通点を基にした仮定に過ぎず、これを実証する史・資料はない。当然、恣意的かつ飛躍した立論という批判もあろうが⁽²⁾、3章で述べたように、文献史における検討では「上村主氏＝ミヤケ管理者」説について、殆ど無批判のまま受け継がれてきたように感じている。少なくとも、貞観年間の正史記事を6・7世紀のミヤケ制下に遡及させた、解釈の根幹部分を否定する意見は今のところ目にしていない。この点、ミヤケに関する最新の研究水準に照らした検証が期待されるし、筆者もそこに学びを得たい。

余談だが、古代高座郡域に所在する茅ヶ崎市居村B遺跡の2号木簡（放生木簡）には「飛飛鳥飛マ」の記載が見られ、これを河内国安宿郡に出自を持つ渡来系氏族「飛鳥部氏」に関連させる見方がある。鎌倉の上村主氏と同様、同氏もミヤケ経営への関与を想定する論旨で語られることが多く、一定の共通理解となっている。近年、筆者は隣接調査地における新出木簡や伴出土器の様相を踏まえ、2号木簡に「貞観十年」の紀年銘があると論じた〔押木 2018〕。発見当初に天平年間の木簡とする根拠にもなった部姓表記など再検討が必要な問題も残るが、かかる私見に妥当性が認められるのであれば、9世紀後半の高座郡に「飛鳥部」なる渡来系氏族の後裔が分布していたことの傍証となり得る。

4章では、7世紀後半～8世紀代における東国への渡来人移配という正史上の記述から解釈を広げ、第2世代以降も含めた「渡来系氏族」たる上村主氏が「相摸国鎌倉郡」に移動・定着した期間があったと仮定し、当地で如何なる役割を果たしたか、という文脈で幾つかの考古事例を取り上げた。記事aに現れる真野・秋貞は彼らの後裔で、9世紀後半に同氏の故地である河内国大県郡に戸籍を回復した、と考える点はミヤケ管理者説の解釈とも共通するだろう。

以上、正史の記述を踏み越え、上村主氏に先進文化の象徴性をまともさせて推論を繰り返してきたが、7世紀末頃に深田の地で鉄生産が開始されるに当たっては、それまでの在地社会には存在しなかった、

全く新しい知識・技術体系が外部からもたらされたことは間違いなく指摘できよう。当時の先進文物が畿内を核とする西方から直接・間接を問わず東日本へ波及してきたであろうことは言うまでもないが、上村主氏など東国の「渡来系氏族」も、自身らが保有する知識や技術を各地域に伝播・扶植する役割を担ったものと推察する。それは一定規模の集団的移住をともなっただろうし、地域ごとの実態に即した開発を目指して「渡来系」だけには限定されない、多様な職能を持つ集団が東日本各地に到来したことが推測できる。

そこで注目したいのが、再三にわたり触れてきた鎌倉郡「尺度郷」の存在である。その比定地が遺存地名などの確実な根拠をもって考証されたものではないことは既に述べたとおりだが、現状では郡域の北東部となる横浜市戸塚区～栄区一帯に当てるのが通説的理解となっている。『和名類聚抄』において「尺度」を「さかと」と読ませる郷名は相摸国鎌倉郡の他、河内国^{ふるいち}古市郡と伯耆国^{あせり}汗入郡所在の3郷に限られ、同じ読み「坂門」郷は大和国^{へぐり}平群郡に、「酒人」郷は摂津国^{ひがしなり}東生郡に見られる。なお、上記古市郡尺度郷には「坂門」「酒人」「尸度」の異表記があり〔奈良文化財研究所「古代地名検索システム」(<https://chimei.nabunken.go.jp/>)〕、羽曳野市尺度(しゃくど)が遺存地名の可能性もある〔加藤他編 2007〕。平城宮出土の天平十七年(745)紀年銘木簡に「伯耆国汗入郡尺刀郷」の記述があり、『和名類聚抄』の所載郷名が8世紀中葉まで遡ることが出土文字資料により明らかとなっている〔奈良文化財研究所 HP「木簡庫」(<https://mokkanko.nabunken.go.jp/ja/>)〕。かかる分布の実態は、製鉄遺跡や凸面有軸綾杉文叩きの平瓦など考古資料からも接点を見出し得る、河内地域に出自や系譜をたどれる集団の移住を想起させ、地理学的な地名考証とは別の視点から鎌倉郡尺度郷の比定地に迫れる可能性を示唆していないだろうか。ちなみに現在の鎌倉市岡本は古代高座郡岡本郷の遺存地名とする見方があるが〔藤沢市教育委員会 1997〕、『和名類聚抄』では河内国北部の交野郡に岡本郷が確認できる点も興味深い。岡本は高座・鎌倉両郡の郡堺付近に位置することから、尺度郷も含めた郡・郷域を跨ぐような広域的な開発に対し、河内の各郡に出自を持つ複数の集団が関与していたことにも想像が及ぶ。ただし、現時点ではこれらを研究材料として繋ぐ糸は見えず、根拠のない言葉遊びをしているに過ぎない。

本稿は、史料記述の整理に努めた前半(1・2章)と、幾つかのキーワードを挙げて推論に終始した後半(3・4章)とで、趣向が大きく異なる内容となった。後半、特に4章に関連する部分について、まずは古代鎌倉郡における既存の考古学的知見を収集・精査し、それぞれの属性を正確に把握することを当面の課題としたい。その中で、今のところ相摸国で唯一となる古代の製鉄遺跡を内包する上郷地区の遺跡群についても、律令国家の形成期において鎌倉郡を構成する極めて重要な要素であったことを認識したうえで、その果たした役割を正しく評価すべく、基礎的検討を重ねて行きたい。

謝辞

上郷猿田遺跡出土遺物の再実測に当たり、所蔵機関の神奈川県埋蔵文化財センターに便宜を図っていただき、また高橋香氏には実測作業にご協力いただきました。記して感謝申し上げます。

注

- (1) 本稿執筆前、2020年12月19日開催の「相模の古代を考える会」における口頭発表に対して高橋香氏からご教示をいただいた。河内の有軸綾杉文平瓦を「千葉地廃寺」との関連で言及すること自体、性急に過ぎるかもしれないが、コメントを受け、現在は関連資料の収集に着手したところである。今後の検討課題としたい。ちなみに、同種の資料は河内国域でも大県郡など中河内に分布が限定される、「極めて地域色の強い平瓦」であるという〔樋口 2007〕。

(2) 注1と同じ口頭発表に対し批判的なご意見をいただいた。妥当な指摘であり、甘受したい。本論の成稿までに十分な回答を用意できなかったが、従来の文献史におけるミヤケ管理者説について目立った批判がなかったことと、正史に載る7世紀後半～8世紀代における渡来人の東国移配実態などを追加して弁明させていただいた。改めて大方のご叱正を仰ぎたい。

参考文献（発表・刊行年順）

- 岡田清子 1958「第4章 律令時代」『横浜市史 第1巻』横浜市
- 高柳光寿 1959『鎌倉市史 総説編』鎌倉市
- 竹内理三他編『日本古代人名辞典』吉川弘文館
- むしゃこうじみのる 1976「上村主楯麻呂について—「古代作画機関の変遷について」の補注として—」『人文学部紀要』第11号
和光大学人文学部
- 武野ゆかり 1978『平安遺文』所収164号「安祥寺伽藍縁起資材帳（東寺蔵）について」『皇學館大学史料編纂所報』第2号
皇學館大学史料編纂所
- 江藤 昭・大塚靖夫・北川吉明 1983『上郷猿田遺跡』横浜市上郷猿田遺跡調査団
- 林 陸朗 1984「宮久保木木簡と封戸租交易帳」『シンポジウム宮久保木簡と古代の相模』神奈川県地域史研究会編 有隣堂
- 穴戸信悟他 1986『千葉地東遺跡』神奈川県立埋蔵文化財センター
- 國平健三・河野一也 1988「奈良時代成立の一端について（I）—相模国鎌倉郡の古瓦を中心として—」『神奈川考古』第24号
神奈川考古同人会
- 平子順一 1988『上郷深田遺跡発掘調査概報』横浜市埋蔵文化財調査委員会
- 河野眞知郎他 1990『今小路西遺跡（御成小学校内）発掘調査報告書』鎌倉市教育委員会
- 荒井秀規 1990「古代相模の「渡来人」と「帰化人」」『三浦古文化』第48号 三浦古文化研究会
- むしゃこうじみのる 1990「第2章 上村主楯麻呂」『絵師』法政大学出版局
- 佐伯有清編 1994『日本古代氏族事典』
- 藤沢市教育委員会 1997『神奈川の古代道』
- 菊川英政 1996「古代鎌倉の様相—奈良・平安時代における鎌倉郷中心域の変化—」『考古論叢神奈河』第6集
神奈川県考古学会
- 荒井秀規 1999「相模国天平七年封戸租交易帳」の復元と二三の考察『国立歴史民俗博物館研究報告』第79集
国立歴史民俗博物館
- 槇 佐知子 2000『改訂版 病から古代を解く』新泉社
- 鹿島保宏・橋本昌幸 2003『笠間中央公園遺跡発掘調査報告書』横浜市緑政局・横浜市ふるさと歴史財団
- 大隅清陽 2004「第4章 第6節 ヤマト政権と甲斐」『山梨県史 通史編1 原始・古代』山梨県
古代交通研究会編 2004『日本古代道路事典』八木書店
- 篠原幸久 2004「鎌倉の屯倉をめぐる若干の問題—その所在・渡来氏族・周辺地域—」『鎌倉』99 鎌倉文化研究会
- 須藤智夫 2004「第1章 第3節 古墳時代の大磯と倭王権」『大磯町史6 通史編 古代』大磯町
- 田村良照 2004「相模の横穴墓」『考古論叢 神奈河』第12集 神奈川県考古学会
- 富永樹之 2004「神奈川における古代集落・官衙・寺の鍛冶—神奈川の古代製鉄・鍛冶遺構—」『考古論叢神奈河』第12集
神奈川県考古学会
- 須藤智夫 2005「相模の古墳・横穴墓と古代氏族」『神奈川の横穴墓』神奈川県考古学会
- 中田 英 2005「全周する布掘・「溝もち」掘立柱建物—神奈川県内の事例—」
大金宣亮氏追悼論文集刊行会編『古代東国の考古学』慶友社
- 原 廣志他 2006「今小路西遺跡(No.201)」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書22（第1分冊）』鎌倉市教育委員会
- 松崎元樹 2006「南武蔵の古代鍛冶関連遺跡と鉄器生産」『武蔵野』第82巻 第2号 武蔵野文化協会

- 加藤謙吉他編 2007『日本古代史地名事典』雄山閣
- 樋口 薫 2007「古代中河内と淡路島一瓦からみた交流」『河内どんこう』No.82 やお文化協会
- 菊川英政他 2008『今小路西遺跡(No.201)発掘調査報告書』齊藤建設
- 大上周三 2009「鎌倉郡衙と官衙関連遺跡について」『神奈川考古』第45号 神奈川考古同人会
- 安村俊史 2009「大県郡の成立について」『柏原市立歴史資料館館報』第21号 柏原市立歴史資料館
- 齊藤真一 2010「相模国・南武蔵の鉄生産と鉄器の流通」『よみがえる古代東国の鉄文化～相模・武蔵の発掘調査成果から～』かながわ考古学財団
- 中町美香子 2010「解説」『安祥寺資材帳』京都大学史料叢書17 京都大学文学部日本史研究室編 思文閣出版
- 明石 新・齊藤真一 2011「神奈川県古代生業」『シンポジウムⅢ 古代社会の生業をめぐる諸問題 日本考古学協会 2011年度 栃木大会 研究発表資料集』日本考古学協会 2011年度栃木大会実行委員会
- 北條祐勝 2013「5 製鉄遺跡と奈良時代の集落」『栄の歴史』横浜市栄区
- 大道和人 2014「古代近江の鉄生産—技術系譜と背景—」『栗東歴史民俗博物館紀要』第20号 栗東歴史民俗博物館
- 鈴木靖民 2014「古代東国の渡来人と渡来文化—地域の交流と変革と—」『相模の古代史』高志書院 (1996年初出)
- 神奈川県教育委員会 2014『発掘された御仏と仏具—神奈川の古代・中世の仏教信仰—』
- 荒井秀規 2015a『「相模国封戸租交易帳」と条里制』『関東条里の研究』東京堂出版
- 荒井秀規 2015b「第Ⅱ章4 高座郡の郷と古代の藤沢」『大地に刻まれた藤沢の歴史Ⅴ～古代～』藤沢市
- 橋本昌幸 2015「上郷深田遺跡—古代の製鉄遺跡」『栄区の重要遺跡』横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター
- 青柳泰介 2016「「大壁建物」研究の現状と課題および展望～日本列島へ渡来した特異な建物の構造解明へ向けて～」『研究紀要』第20集 由良大和古代文化研究協会
- 高島正憲 2016「古代日本における農業生産と経済成長—耕地面積、土地生産性、農業生産量の推計—」『社会経済史学』81-4 社会経済史学会
- 須藤智夫 2017「5 古墳時代中・後期の相模東部地域の諸様相—古墳・横穴墓の様相と鎌倉別の存在形態—」『国造制・部民制の研究』八木書店
- 奈良・平安時代研究プロジェクトチーム 2017「神奈川県における古代の鉄(7)」『研究紀要22 かながわの考古学』かながわ考古学財団
- 押木弘己 2018「[研究ノート] 茅ヶ崎市居村「放生」木簡の年代観をめぐって—発見から30年を迎えて—」『考古論叢神奈河』第24集 神奈川県考古学会
- 工藤力男 2018『和名類聚抄地名新考—畿内・濃飛—』和泉書院
- 千賀 久 2020「渡来系移住民がもたらした産業技術—畿内地域の鍛冶生産と馬生産」『渡来系移住民』岩波書店
- 大道和人 2020「滋賀県の製鉄遺跡」『シンポジウム「鉄の道をたどる」予稿集』福島県文化財センター白河館